

市第 58 号議案 平成 25 年度横浜市埋立事業会計補正予算（第 1 号）

【補正予算の概要】

平成 25 年第 2 回定例会において、「横浜市埋立事業の設置等に関する条例」を改正し、土地の取得及び処分について予算に定めることとされている面積要件を、一件 20,000 m<sup>2</sup>以上から一件 10,000 m<sup>2</sup>以上に変更しました。

この面積要件の変更に伴い、予算に定める土地の処分について杉田五丁目埋立地を追加します。

・ 杉田五丁目埋立地の概要

所在地：磯子区杉田五丁目 2213-2 面積：17,150.96 m<sup>2</sup>

※ 公募により売却予定の面積は、17,150.96 m<sup>2</sup>ですが、予算議案には 1,000 m<sup>2</sup>未満を切り上げて計上しています。

【参考】

<変更前：当初予算>

(重要な資産の処分)

第 7 条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様	
(1)	処分する資産				
	ア	土 地	みなとみらい 21 埋立地	70,000 m <sup>2</sup>	売 却
	イ	同 上	南本牧埋立地	50,000 m <sup>2</sup>	同 上
	ウ	同 上	新山下町貯木場埋立地	48,000 m <sup>2</sup>	同 上

<変更後：今回補正予算>

(重要な資産の処分)

第 7 条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様	
(1)	処分する資産				
	ア	土 地	みなとみらい 21 埋立地	70,000 m <sup>2</sup>	売 却
	イ	同 上	南本牧埋立地	50,000 m <sup>2</sup>	同 上
	ウ	同 上	新山下町貯木場埋立地	48,000 m <sup>2</sup>	同 上
	<b>エ</b>	<b>同 上</b>	<b>杉田五丁目埋立地</b>	<b>18,000 m<sup>2</sup></b>	<b>同 上</b>